

[令和2年3月改訂版]

わかりやすい

売買契約書の書き方

《 追 補 》

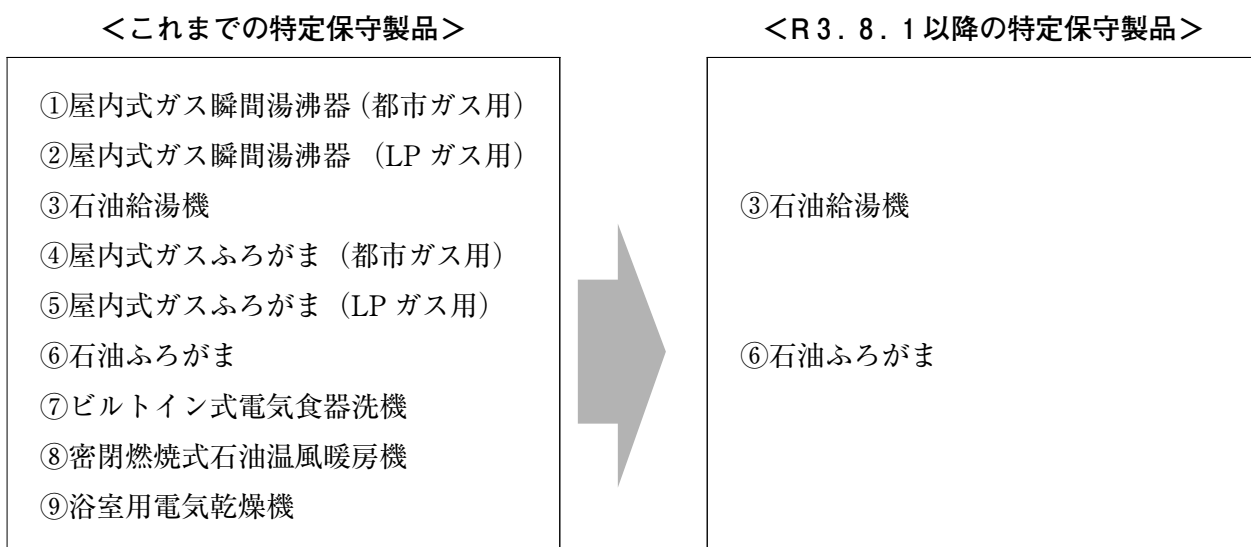
令和3年8月1日に「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」が施行され、特定保守製品が9製品から2製品になりました。これにより、令和3年9月に売買契約に係る「付帯設備表」について、一部改訂を行いました。

1. 改正内容と付帯設備表記載の留意点

令和3年8月1日に「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」が施行され、特定保守製品が9製品から2製品になりました。

※特定保守製品とは

経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度



但し、除外された7製品のうち公布の日から起算して一年を経過する日までに点検期間の始期が到来する製品（経過措置対象製品）については、引き続き、法に基づく点検実施を行う経過措置が設けられています（附則2条）。

本会書式では、付帯設備表に特定保守製品を記載する項目があります。除外された7品目が経過措置対象製品に該当するかどうか、次の手順で確認してください。

2. 経過措置対象製品の見分け方

（1）売主（所有者）への確認

今回の改正内容について、メーカーから所有者へ周知されることになっています（附則3条）。経済産業省の考えでは郵送やメールなど個別に通知をすることが望ましいとされていますので、まず、売主にメーカーから通知が届いていないかどうか確認してください。

但し、所有者情報を登録していなければ通知されませんし、売主自身も把握していないケースも予想されます。その場合は次の「特定保守製品表示ラベル」を確認する必要があります。

(2) 点検シールの確認

メーカーから通知が届いていない場合は、製品に貼ってある「特定保守製品表示ラベル」をみて、次の①～③に該当するか確認してください。いずれか1つでも該当する場合は経過措置対象製品ではありません（＝付帯設備表の「特定保守製品の表示」欄は「無」にチェック）。

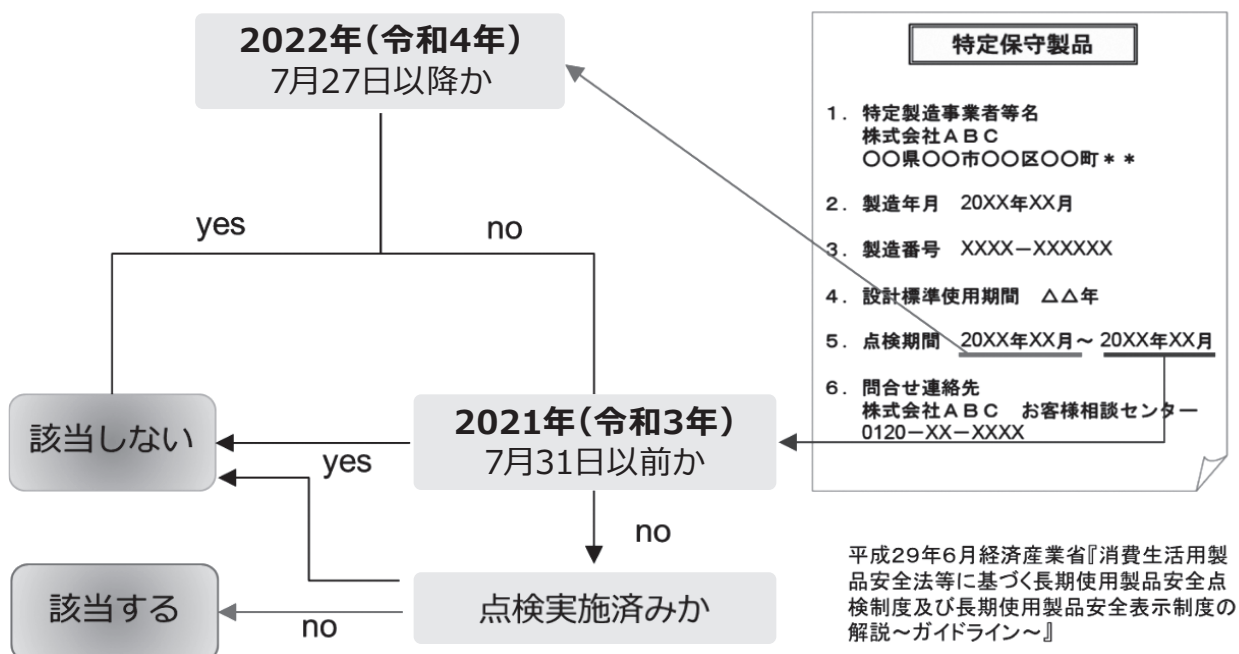
- ①点検期間のはじまりが、2022年（令和4年）7月27日以降となっている場合
- ②点検期間の終わりが、2021年（令和3年）7月31日以前となっている場合
- ③上記①・②に該当しなくても、契約までに保守点検が実施済みの場合

※点検実施済みかどうかは、売主に確認するかラベルに表示されているメーカーの問い合わせ電話番号へ連絡して確認します。

※点検期間の始期が“令和4年7月”と記載されている場合は、経過措置対象製品かどうかメーカーに問い合わせてください。

これらについて図にしましたので、あわせて参照してください。

図 経過措置対象製品かどうかの見分け方



以上でも不明な場合は、表示欄に問い合わせ先の電話番号が記載されているので、そこへ問い合わせをして確認します。

※本追補P4～11の内容が、本書分冊①P234～240の内容の最新版となります。

3. 参考条文

附則第二条（点検等に関する経過措置）

この政令による改正前の別表第三に掲げる製品のうちこの政令による改正後の別表第三に掲げられていないもの（次条において「除外対象製品」という。）であってこの政令の公布の日前に消費生活用製品安全法第三十二条の三第二号に規定する点検期間（以下「点検期間」という。）の始期が到来しているもの及び同日から起算して一年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（この政令の施行前に同法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）並びに当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ同法第二条第四項に規定する特定保守製品（次条において「特定保守製品」という。）及び同法第三十二条の二第一項に規定する特定製造事業者等とみなして、同条第二項において準用する同法第七条から第九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第三十二条の九から第三十二条の十三まで及び第三十二条の十五の規定並びに同法第三十二条の十六（同法第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三及び第三十二条の十五に係る部分に限る。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）を適用する。

附則第三条（製品の所有者への周知）

この政令の施行前に除外対象製品の製造又は輸入をその事業として行った者（当該事業の全部の譲渡しがあり、又は当該者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継するものに限る。以下この条において同じ。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人）は、その製造又は輸入に係る除外対象製品（前条に規定するもの並びにこの政令の施行前に消費生活用製品安全法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）の所有者（当該事業者が当該除外対象製品に係る同法第三十二条の四第三項に規定する所有者情報を保有するものに限る。）に対して、当該除外対象製品が特定保守製品から除外されたことについて周知をしなければならない。

『付帯設備表』のご記入にあたって

売主様へ～必ずお読みください～

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会策定の売買契約書では、トラブル防止の観点から売買物件の付帯設備の取扱いについて、「付帯設備表」を用いており、売買契約の付属書類となっております。

売主様におかれましては、この「付帯設備表」を速やかにご記入いただくようお願いいたします。また、本書の記載内容は、買主様だけではなく、購入検討のお客様に対しても参考情報として提供させていただく場合もございますので予めご承知おきください。

本書は、大変重要な書類でありますので下記の内容を十分にご理解いただき、誤りやご記入漏れのないようお願いいたします。

不動産の売買契約では、売買対象となる物件の設備に関する状況等がどのような状態であるか、また、どのような状態で買主様に引渡すかを明確にしておく必要があります。

万一、売主様が設備の故障や不具合等を知りながら買主様に告知しなかった場合には、仮に売買契約書において売主様が故障や不具合等の責任を負わないとする取決めをしていたとしても、修繕や損害賠償などの法的責任を問われることがありますので、ご注意ください。

本「付帯設備表」は、対象となる物件の設備について「主要設備」（給湯関係・水廻り関係・空調関係等）と「その他の設備」に区分しています。

「設備の有無」の欄は、売買対象となる設備を明らかにするものであり、売主様が「有」とした設備が引渡しの対象となります。この場合、「有」と記入した設備に関して故障・不具合等が判明している場合は、将来のトラブルを防止するためにもその状況を「判明している故障・不具合の具体的内容」欄にご記入ください。

また、故障や不具合の他、買主様に説明を必要とすると思われる事項がある場合もこの「判明している故障・不具合の具体的内容」欄にご記入ください。

さらに、設備を使用する上で、買主様に伝えておいたほうがよいと思われる事項については「備考欄」にご記入ください。

「設備の有無」は、あくまでも買主様に売買物件を引渡す時点の状況を記入するものであり、売買契約締結時点の状況を記入するものではありません。このため、売買契約時には存在していた設備であっても引渡しまでに撤去する設備については、「設備の有無」の欄の「無」に✓をつけてください。

また、設備ごとに付帯する機能を記入する欄を設けておりますので、設備に付帯機能がある場合は、該当する付帯機能に○をご記入ください。

付帯設備について、主な設備を記載していますが、記載されていない設備があれば書き加えてください。

売主様は、買主様へ引渡す「付帯設備」については、買主様に引渡すまでの間は、善良なる管理者としての注意義務をもって契約時の状態を保持するように努めてください。

なお、記入の際は『付帯設備表記入にあたっての留意について』をご参考としながら『付帯設備表』に正確にご記入願います。

【付帯設備表（土地建物用）記入にあたっての留意点について】	
全宅連版『付帯設備表』は、部門ごとに区分けをし、それぞれの項目ごとに主な設備をあらかじめ記載しています。記載以外の設備がある場合は、空欄に記載します。これらの設備についての設置状況を「有・無」あるいは引渡しまでに売主様の責任において撤去する場合は「無」にしてください。また、それぞれの設備に付帯機能等がある場合は付帯機能等の欄に記載します。 その他各設備について、故障・不具合がある場合など売主様から買主様に特に伝えておく必要がある事項については「判明している故障・不具合の具体的内容」欄（以下右欄）にご記入ください。 各設備の取扱説明書、保証書等がある場合は、買主様に引き継げるよう、ご準備ください。	
1. 主要設備について	
(1) 給湯関係	給湯関係は、引渡し後買主様から不具合の申出が多いところです。この部分は、使用年数等も記入いただき、後々、買主様が当該設備を保守するうえで参考となるような情報も記入してください。また、凍結の可能性がある設備については水抜き等の処置をしてください。
(2) 水廻り関係	製品ごとに記載することとなります。それぞれの設備は、長期間の使用等に伴う性能の劣化などや不具合が発生する場合がありますのでこれらの具体的な事象については右欄に記入します。 特に、長期間にわたり使用していなかった場合は、引渡し前に点検するようにしてください。 洗面設備については、ひび割れ等についてご記入ください。 トイレ設備の付帯機能は便座の保温等の機能がある場合及び利用の可否を記入してください。
(3) 空調関係	冷暖房機、暖房機、冷房機、床暖房設備はそれぞれ別になっています。付帯機能等のカッコ内の（電気・ガス・石油）は、その設備の熱源を表していますので、該当するものに○をしてください。 この項目も引渡し後買主様から不具合の申出が多い項目です。この部分は、使用年数等も記入いただき、後々、買主様が当該設備を保守するうえで参考となるような情報も記入してください。 換気扇の箇所や、ファンが回らないなどの故障は、右欄に記入してください。 なお、この項目での換気扇は主に浴室、洗面所、トイレなどを想定しています。24時間換気システムとは建物全体を24時間換気する設備のことです。
(4) その他	インターホンの故障の有無について記入してください。
2. その他の設備について	
(1) 照明関係	屋内と屋外に分けての記入となります。引渡す照明器具に電球切れやスイッチの故障などあれば右欄に記入してください。 屋内の照明器具は、その設置された場所（例：2階和室）を右欄に記入してください。また、撤去するものがある場合は、その設置された場所についても右欄に記入してください。
(2) 収納関係	原則、造付けではない家具は含まれません。たんすや金庫等で不要となったものは売主様の責任において処分してください。また、各設備については、設置場所のほか不具合などもあれば右欄に記入してください。
(3) 建具関係	建具自体の歪みや窓ガラスの割れている箇所、網戸やふすまの破れ等についても右欄に記入してください。 溝はあるが、網戸が入っていない箇所や、2室を1室として使用していた場合の間仕切りの戸の行方などについても記入してください。
(4) テレビ視聴	TVアンテナ等の有無についてご記入ください。
(5) その他	車庫など対象物件とは別に独立した建物として登記されているものもあり、設備とは言い難いですが、買主様に説明するにあたりこれらも記入してください。さらに、車庫の場合、その広さや高さ等によっては駐車できる車種が限られます。駐車が可能な車種等をわかる範囲で記入してください。庭木については、敷地に植えられているものの他、鉢植えなどで撤去しないものも含めて記入してください。枝が隣地へはみ出したり、倒れる危険等がある場合は、その旨備考欄に記入してください。また、撤去する場合は撤去後、穴が残ると非常に危険となりますので、埋め戻すなどの措置を講じてください。ここに記載されている項目は付帯設備の代表的なものです。これら以外にも付帯設備・付帯機能のついた製品がありますから各部門の空欄を活用して記入するようにしてください。

付帯設備表（土地建物用）（物件名： ）

「設備の有無」欄に「有」とした付帯設備等は、売主から買主に現況のまま引渡されます。引渡す設備等には、下記の「判明している故障・不具合の具体的内容」の欄に記載された故障・不具合のほか、経年劣化及び使用に伴う性能低下、傷、汚れ等があることをご了承ください。

「設備の有無」欄に「無」とした付帯設備等は、該当するものがないか、または売主が引渡しまでに撤去するものです。

表1. 主要設備

主要設備の名称		設置箇所・設備の内容・付帯設備等 (該当する箇所に○を記入ください。)	設備の有無	判明している 故障・不具合の具体的内容
給湯関係	給湯器	(電気・ガス・石油・太陽熱) 給湯箇所：(キッチン・浴室・洗面所)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
		屋内式ガス湯沸かし器(個別)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
水廻り関係	キッチン設備	流し台	☐ 有・ ☐ 無	
		混合水栓	☐ 有・ ☐ 無	
		レンジフード《換気扇》	☐ 有・ ☐ 無	
		コンロ(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無	
		グリル(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無	
		ビルトインオープンレンジ(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無	
		ビルトイン食器洗浄乾燥機(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
		浄水器	☐ 有・ ☐ 無	
		ディスポーザー	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
	浴室設備	シャワー	☐ 有・ ☐ 無	
		混合水栓	☐ 有・ ☐ 無	
		浴槽(追炊き・足し湯・保温・湯張り)	☐ 有・ ☐ 無	
		浴室洗面台 鏡(有・無)	☐ 有・ ☐ 無	
		屋内式風呂がま《バランス釜》	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
		浴室内乾燥《浴室内乾燥(暖房)機》	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
	洗面設備	1階(洗面台・照明・シャワー・コンセント・鏡・曇り止め)	☐ 有・ ☐ 無	
		2階(洗面台・照明・シャワー・コンセント・鏡・曇り止め)	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
	トイレ設備	1階(便器・温水洗浄・保温・乾燥・ロータンク・手洗い・)	☐ 有・ ☐ 無	
		2階(便器・温水洗浄・保温・乾燥・ロータンク・手洗い・)	☐ 有・ ☐ 無	
	洗濯設備	防水パン	☐ 有・ ☐ 無	
		洗濯用水栓	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
空調関係	冷暖房機(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 台		☐ 有・ ☐ 無	
	冷房機(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 台		☐ 有・ ☐ 無	
	暖房機(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 台		☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
	床暖房設備(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 ヶ所		☐ 有・ ☐ 無	
	換気扇(設置箇所：浴室・洗面所・トイレ・)		☐ 有・ ☐ 無	
	24時間換気システム		☐ 有・ ☐ 無	
その他	インターホン(モニター：有・無)		☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
備考				

表 2. その他設備

その他設備の 名称		設置箇所・設備の内容・付帯設備等 (該当する箇所に○を記入ください。)	設備の有無	判明している 故障・不具合の具体的内容
関係 係明	屋内照明器具	計 台	☐ 有・ ☐ 無	
	屋外照明器具	設置箇所：	☐ 有・ ☐ 無	
収納 関係	収納棚	(食器棚 (造付)・電動昇降戸棚・つり戸棚)	☐ 有・ ☐ 無	
	収納スペース	(床下収納・小屋裏収納・)	☐ 有・ ☐ 無	
	下駄箱		☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
建具 関係	網戸		☐ 有・ ☐ 無	
	雨戸		☐ 有・ ☐ 無	
	畳・ふすま		☐ 有・ ☐ 無	
	戸・扉		☐ 有・ ☐ 無	
	障子		☐ 有・ ☐ 無	
視聴 ビ	地上波用TVアンテナ		☐ 有・ ☐ 無	
	衛星アンテナ		☐ 有・ ☐ 無	
そ の 他			☐ 有・ ☐ 無	
	カーペット(敷込)		☐ 有・ ☐ 無	
	カーテン		☐ 有・ ☐ 無	
	カーテンレール		☐ 有・ ☐ 無	
	物置		☐ 有・ ☐ 無	
	物干し		☐ 有・ ☐ 無	
	スロップシンク(屋外)		☐ 有・ ☐ 無	
	屋外水栓		☐ 有・ ☐ 無	
	庭木・庭石		☐ 有・ ☐ 無	
	門・塀		☐ 有・ ☐ 無	
	車庫・カーポート		☐ 有・ ☐ 無	
	インターネット回線		☐ 有・ ☐ 無	
	住宅用火災警報器	設置箇所：	☐ 有・ ☐ 無	
	太陽光発電システム		☐ 有・ ☐ 無	
備考				

※注2の表示が「有」の設備は、消費生活用製品安全法及び同施行令により、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものとして、平成21年4月1日時点で特定保守製品(9品目)に指定されたものですが、同施行令の改正により、令和3年8月1日時点で、特定保守製品は「石油給湯器」、「石油風呂がま」の2品目となりました。

(1) 特定保守製品(石油給湯器、石油風呂がま)については、以下の項目について売主から買主へ伝えてください。

①製造メーカーより点検等を受けるためには、所有者情報の提供(登録・変更)が必要となります。

②該当製品は、製造メーカーが定めた点検期間に点検を行う必要があります。

③製造事業者への連絡先は製品に表示されています。

(2) 特定保守製品から除外された7品目(屋内式(都市・LP)ガス用瞬間湯沸器、屋内式(都市・LP)ガス用風呂がま、FF式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗浄乾燥機、電気浴室換気乾燥機)のうち、点検期間の始期が令和4年7月27日より前のもの(令和3年8月1日より前に点検が行われたもの及び点検期間が経過しているものを除きます)については、(1)と同様の項目を売主から買主へ伝えてください。

改訂箇所

年 月 日

本物件の付帯設備が上記のとおりであることを売主は、買主に告知しました。

<売 主> 氏名 _____ 印 _____

上記のとおり、売主より告知を受けました。

<買 主> 氏名 _____ 印 _____

『付帯設備表』のご記入にあたって

売主様へ～必ずお読みください～

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会策定の売買契約書では、トラブル防止の観点から売買物件の付帯設備の取扱いについて、「付帯設備表」を用いており、売買契約の付属書類となっております。

売主様におかれましては、この「付帯設備表」を速やかにご記入いただくようお願いいたします。

また、本書の記載内容は、買主様だけではなく、購入検討のお客様に対しても参考情報として提供させていただく場合もございますので予めご承知おきください。

本書は、大変重要な書類でありますので下記の内容を十分にご理解いただき、誤りやご記入漏れのないようお願いいたします。

不動産の売買契約では、売買対象となる物件の設備に関する状況等がどのような状態であるか、また、どのような状態で買主様に引渡すかを明確にしておく必要があります。

万一、売主様が設備の故障や不具合等を知りながら買主様に告知しなかった場合には、仮に売買契約書において売主様が故障や不具合等の責任を負わないとする取決めをしていたとしても、修繕や損害賠償などの法的責任を問われることがありますので、ご注意ください。

本「付帯設備表」は、対象となる物件の設備について「主要設備」（給湯関係・水廻り関係・空調関係等）と「その他の設備」に区分しています。

「設備の有無」の欄は、売買対象となる設備を明らかにするものであり、売主様が「有」とした設備が引渡しの対象となります。この場合、「有」と記入した設備に関して故障・不具合等が判明している場合は、将来のトラブルを防止するためにもその状況を「判明している故障・不具合の具体的内容」欄にご記入ください。

また、故障や不具合の他、買主様に説明を必要とすると思われる事項がある場合もこの「判明している故障・不具合の具体的内容」欄にご記入ください。

さらに、設備を使用する上で、買主様に伝えておいたほうがよいと思われる事項については「備考欄」にご記入ください。

「設備の有無」は、あくまでも買主様に売買物件を引渡す時点の状況を記入するものであり、売買契約締結時点の状況を記入するものではありません。このため、売買契約時には存在していた設備であっても引渡しまでに撤去する設備については、「設備の有無」の欄の「無」に✓をつけてください。

また、設備ごとに付帯する機能を記入する欄を設けておりますので、設備に付帯機能がある場合は、該当する付帯機能に○をご記入ください。

付帯設備について、主な設備を記載していますが、記載されていない設備があれば書き加えてください。

売主様は、買主様へ引渡す「付帯設備」については、買主様に引渡すまでの間は、善良なる管理者としての注意義務をもって契約時の状態を保持するように努めてください。

なお、記入の際は『付帯設備表記入にあたっての留意について』をご参考としながら『付帯設備表』に正確にご記入願います。

【付帯設備表（区分所有建物用）記入にあたっての留意点について】

全宅連版『付帯設備表』は、部門ごとに区分けをし、それぞれの項目ごとに主な設備をあらかじめ記載しています。記載以外の設備がある場合は、空欄に記載します。これらの設備についての設置状況を「有・無」あるいは引渡しまでに売主様の責任において撤去する場合は「無」にしてください。また、それぞれの設備に付帯機能等がある場合は付帯機能等の欄に記載します。

その他各設備について、故障・不具合がある場合など売主様から買主様に特に伝えておく必要がある事項については「判明している故障・不具合の具体的内容」欄（以下右欄）にご記入ください。

各設備の取扱説明書、保証書等がある場合は、買主様に引き継げるよう、ご準備ください。

表1. 主要設備について

（1）給湯関係

給湯関係は、引渡し後買主様から不具合の申出が多いところです。この部分は、使用年数等も記入いただき、後々、買主様が当該設備を保守するうえで参考となるような情報も記入してください。また、凍結の可能性がある設備については水抜き等の処置をしてください。

（2）水廻り関係

製品ごとに記載することとなります。それぞれの設備は、長期間の使用等に伴う性能の劣化などや不具合が発生する場合がありますのでこれらの具体的な事象については右欄に記入します。

特に、長期間にわたり使用していなかった場合は、引渡し前に点検するようにしてください。洗面設備については、ひび割れ等についてご記入ください。

トイレ設備の付帯機能は便座の保温等の機能がある場合及び利用の可否を記入してください。

（3）空調関係

冷暖房機、暖房機、冷房機、床暖房設備はそれぞれ別になっています。付帯機能等のカッコ内の（電気・ガス・石油）は、その設備の熱源を表していますので、該当するものに○をしてください。

この項目も引渡し後買主様から不具合の申出が多い項目です。この部分は、使用年数等も記入いただき、後々、買主様が当該設備を保守するうえで参考となるような情報も記入してください。

換気扇の箇所や、ファンが回らないなどの故障は、右欄に記入してください。

なお、この項目での換気扇は主に浴室、洗面所、トイレなどを想定しています。24時間換気システムとは建物全体を24時間換気する設備のことです。

（4）その他

インターホンの故障の有無について記入してください。インターホンはマンションの共用設備であることが多く、修復は管理組合を通じて行うことになる場合があります。

表2. その他の設備について

（1）照明関係

引渡し照明器具に電球切れやスイッチの故障などがあれば右欄に記入してください。

屋内の照明器具は、その設置された場所を右欄に記入してください。また、撤去するものがある場合は、その設置された場所についても右欄に記入してください。

（2）収納関係

原則、造付けではない家具は含まれません。たんすや金庫等で不要となったものは売主様の責任において処分してください。また、各設備については、設置場所のほか不具合などもあれば右欄に記入してください。

（3）建具関係

建具自体の歪みや窓ガラスの割れている箇所、網戸やふすまの破れ等についても右欄に記入してください。

溝はあるが、網戸が入っていない箇所や、2室を1室として使用していた場合の間仕切りの戸の行方などについても記入してください。

（4）その他

T V 共視聴設備の有無についてご記入ください。T V 共視聴設備については、マンションの共用設備であることが多く、修復は管理組合を通じて行うことになる場合があります。

ここに記載されている項目は付帯設備の代表的なものです。これら以外にも付帯設備・付帯機能のついた製品がありますから各部門の空欄を活用して記入するようにしてください。

付帯設備表（区分所有建物用）（物件名： ）

「設備の有無」欄に「有」とした付帯設備等は、売主から買主に現況のまま引渡されます。引渡す設備等には、下記の「判明している故障・不具合の具体的内容」の欄に記載された故障・不具合のほか、経年劣化及び使用に伴う性能低下、傷、汚れ等があることをご了承ください。

「設備の有無」欄に「無」とした付帯設備等は、該当するものがないか、または売主が引渡しまでに撤去するものです。

表1. 主要設備

主要設備の名称		設置箇所・設備の内容・付帯設備等 (該当する箇所に○を記入ください。)	設備の有無	判明している 故障・不具合の具体的内容
給湯関係	給湯器	(電気・ガス・石油・太陽熱) 給湯箇所：(キッチン・浴室・洗面所)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
		屋内式ガス湯沸かし器(個別)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
水廻り関係	キッチン設備	流し台	☐ 有・ ☐ 無	
		混合水栓	☐ 有・ ☐ 無	
		レンジフード《換気扇》	☐ 有・ ☐ 無	
		コンロ(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無	
		グリル(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無	
		ビルトインオーブンレンジ(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無	
		ビルトイン食器洗浄乾燥機(電気・ガス)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
		浄水器	☐ 有・ ☐ 無	
		ディスポージャー	☐ 有・ ☐ 無	
	浴室設備	シャワー	☐ 有・ ☐ 無	
		混合水栓	☐ 有・ ☐ 無	
		浴槽(追炊き・足し湯・保温・湯張り)	☐ 有・ ☐ 無	
		浴室洗面台 鏡(有・無)	☐ 有・ ☐ 無	
		屋内式風呂がま《バランス釜》	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
		浴室内乾燥(浴室内乾燥(暖房)機)	☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
	洗面設備	(洗面台・照明・シャワー・コンセント 鏡・曇り止め)	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
	トイレ設備	(便器・温水洗浄・保温・乾燥・ロータンク 手洗い・)	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
	洗濯設備	防水パン	☐ 有・ ☐ 無	
		洗濯用水栓	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
空調関係	冷暖房機(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 台		☐ 有・ ☐ 無	
	冷房機(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 台		☐ 有・ ☐ 無	
	暖房機(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 台		☐ 有・ ☐ 無 ▶ 特定保守製品の表示(注2) ☐ 有・ ☐ 無	
	床暖房設備(電気・ガス・石油) 設置箇所： 計 ヶ所		☐ 有・ ☐ 無	
	換気扇(設置箇所：浴室・洗面所・トイレ・)		☐ 有・ ☐ 無	
	24時間換気システム		☐ 有・ ☐ 無	
その他	インターホン(モニター：有・無)		☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
備考				

表 2. その他設備

その他設備の 名称		設置箇所・設備の内容・付帯設備等 (該当する箇所に○を記入ください。)	設備の有無	判明している 故障・不具合の具体的内容
照明	室内照明器具	計 台	☐ 有・ ☐ 無	
関 係 納	収納棚	(食器棚 (造付)・電動昇降戸棚・つり戸棚)	☐ 有・ ☐ 無	
	収納スペース	(床下収納・小屋裏収納・)	☐ 有・ ☐ 無	
	下駄箱		☐ 有・ ☐ 無	
建 具 関 係	網戸		☐ 有・ ☐ 無	
	畳・ふすま		☐ 有・ ☐ 無	
	戸・扉		☐ 有・ ☐ 無	
	障子		☐ 有・ ☐ 無	
視 聴 レ ビ	T V 共視聴設備		☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
そ の 他	カーペット (敷込)		☐ 有・ ☐ 無	
	カーテン		☐ 有・ ☐ 無	
	カーテンレール		☐ 有・ ☐ 無	
	物干し		☐ 有・ ☐ 無	
	スロップシンク (屋外)		☐ 有・ ☐ 無	
	屋外水栓		☐ 有・ ☐ 無	
	インターネット回線		☐ 有・ ☐ 無	
	住宅用火災警報器	設置箇所：	☐ 有・ ☐ 無	
			☐ 有・ ☐ 無	
備 考				

※注 2 の表示が「有」の設備は、消費生活用製品安全法及び同施行令により、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものとして、平成21年 4 月 1 日時点で特定保守製品 (9 品目) に指定されたものですが、同施行令の改正により、令和 3 年 8 月 1 日時点で、特定保守製品は「石油給湯器」、「石油風呂がま」の 2 品目となりました。

(1) 特定保守製品 (石油給湯器、石油風呂がま) については、以下の項目について売主から買主へ伝えてください。

① 製造メーカーより点検等を受けるためには、所有者情報の提供 (登録・変更) が必要となります。

② 該当製品は、製造メーカーが定めた点検期間に点検を行う必要があります。

③ 製造事業者への連絡先は製品に表示されています。

(2) 特定保守製品から除外された 7 品目 (屋内式 (都市・LP) ガス用瞬間湯沸器、屋内式 (都市・LP) ガス用風呂がま、FF 式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗浄乾燥機、電気浴室換気乾燥機) のうち、点検期間の始期が令和 4 年 7 月 27 日より前のもの (令和 3 年 8 月 1 日より前に点検が行われたもの及び点検期間が経過しているものを除きます) については、(1) と同様の項目を売主から買主へ伝えてください。

改訂箇所

年 月 日

本物件の付帯設備が上記のとおりであることを売主は、買主に告知しました。

< 売 主 > 氏名 _____ 印 _____

上記のとおり、売主より告知を受けました。

< 買 主 > 氏名 _____ 印 _____